

高第751号
令和8年1月7日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（市町村所管の施設等を除く。）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護保険施設等で発生した感染症に係る公表基準の見直しについて

平素から県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険施設等における感染症発生時に係る報告については、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」（感染症対策推進課、生活衛生課）により報告をいただくとともに、感染症法に基づき感染症の発生状況等を公表する取扱いとしているところですが、令和7年12月5日以降、県所管の介護保険施設等から報告を受けた四類及び五類感染症の事案については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご承知くださるようお願ひいたします。

記

1 公表基準（四類及び五類感染症）

- ・調査の結果、感染予防上その内容を公表することが必要と認めた場合。
- ・異常な発生状況を把握し、県民に予防対策等の周知が必要と認めた場合。

【参考】見直し前の公表基準（概要）

ノロウイルスの集団感染等、社会福祉施設等から保健所に、以下の①～③の発生報告があつた場合。

- ① 同一の感染症患者又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症患者又はそれによると疑われる者が10名以上発生し、かつそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1名発生した場合
- ③ 施設等の集団発生の規模が大きく（一応の目安として50名超える程度）、感染の拡大等地域に与える影響が大きいと考えられる場合

※新型コロナウイルス感染症については上記によらず、異常な発生状況を把握し、県民に予防対策等の周知が必要と認めた場合とする。

2 公表の考え方

感染症の発生時において、当該感染症の情報を速やかに広く県民に周知し、注意喚起することにより、感染症のまん延を防止することを目的に、感染症法に基づき報道機関等を通じ適切に情報を提供する。

3 対象施設等

- (1) 老人福祉施設（県所管の施設に限る。）
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター
- (2) 介護保険施設（県所管の施設に限る。）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- (3) 介護サービス事業所（介護予防サービスを含む。）（県所管の事業所に限る。）
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

4 公表内容

○集団発生の場合

- 1 患者発生状況
 - (1) 発生・死亡年月日
 - (2) 患者数
 - (3) 集団の概要（患者の年代、性別等）
 - (4) 所在市町村名、種別（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）
・まん延防止のために特別な事情があり、公表することが適当と認められる場合には発生施設の名称を公表する
 - (5) 患者の症状、入院の有無
 - (6) 推定される感染源
 - (7) 患者等に講じた措置
- 2 当該感染症に係る疾病情報及び予防方法等
- 3 過去の患者発生状況
- 4 その他公表が必要と認められる事項

○集団発生以外の場合

- 1 患者発生状況
 - (1) 発生・死亡年月日
 - (2) 患者の年代（1歳未満、10歳未満、10歳代等、90歳代以上）
 - (3) 患者の性別
 - (4) 患者の住所（市町村名）

(5)～(7)は同上記

2～4は同上記

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	河 村	担 当	西 尾
電 話	058-272-1111 内 3469		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		